

## 卷頭エッセイ

# 新しい年を迎えて



一般財団法人 民事法務協会 会長 内田 貴

「民事法務」の読者の皆様、明けましておめでとうございます。

昨年は、一昨年に引き続き、全世界が新型コロナウィルスとの戦いに明け暮れました。そんな中、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、無観客ではありましたが、無事に開催され、世界中のアスリートの活躍に勇気と感動を与えていただきました。

ところで、当協会は、昭和46年7月1日に財団法人登記協会として発足し、昨年7月1日に50周年を迎えることができました。これも皆様のご支援のお陰であり、この場をお借りして感謝申し上げます。今後も、民事法務制度の発展と円滑な運営に寄与するという、当協会に与えられた使命を果たすため、培った経験を糧にして、創意工夫しながら、それぞれの事業において取り組むべき課題に積極的に取り組みたいと考えております。

いわゆる乙号事務の受託事業は、令和2年10月から、東京法務局、水戸地方法務局、前橋地方法務局及び甲府地方法務局の各法務局管内の全ての登記所で受託しております。大きな問題もなく2年目を迎えております。本年も、利用者の期待に応えられるよう、円滑な業務の実施に努めて参ります。

次に、平成12年から指定法人として業務を開始した登記情報提供事業は、昨年に

おける提供サービスの利用件数が、一昨年との比較はもとより、コロナ禍前である平成元年と比較しても大幅に増加しています。当協会においては、昨年10月に協会手数料の値下げを実施して利用者の負担減を図りましたが、引き続き、サービスを適正・円滑に運用するとともに、利用者に対してよりよいサービスが提供できるよう利用者のニーズを適確に把握し、より使いやすいシステムとなるよう努めて参りたいと考えております。

成年後見事業は、受任件数が徐々に拡大しており、累計受任件数は170件を超越しました。協会では、地域密着型の成年後見活動を行う観点から、成年後見東京センター及び同さいたまセンターを設置しています。本年も受任の拡大に努めてまいりたいと思います。その方策として、当協会の活動状況を紹介した本誌記事やニュースレターなどを活用し、広報活動に力を入れたいと考えております。

当協会の成年後見事業は、社会貢献をキーワードに、資力の多寡にかかわらず、成年後見制度の利用を必要とする方々がおられれば、積極的に成年後見人等を受任し、成年後見制度の利用促進に寄与することを方針として掲げています。このような方針の下、法人後見人として、法律及び社会福祉の専門知識と経験のある職員がチームで

対応し、成年後見制度による支援を必要とする方々に寄り添い、支えることにより、多くの信頼を得て参りました。

本年もこれまで以上に利用者の皆さんの信頼の確保に努めるとともに、受任事件拡大のため、地域包括支援センター等の関係機関等へのPRや事務処理の効率化などの課題に取り組み、更なる事業の拡大・充実を図りたいと考えております。

当協会は50周年を迎えたが、今後の更なる発展を目指し、職員が一丸となって各事業に取り組んでいく所存でありますので、引き続き皆様のご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が皆様にとってよい年となりますよう、お祈り申し上げます。